

# アップデート法改正

第4回 / 全8回



社会保険労務士  
加藤光大

社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。

## ❖ 雇用保険法 教育訓練休暇給付金の創設に伴う改正（令和7年10月1日施行）❖

（1）特定教育訓練休暇給付金受給者に対する失業等給付の特例（法60条の4第2項ほか）  
教育訓練休暇給付金の支給を受けた者に対する失業等給付の特例を規定しました。

前項の**特定教育訓練休暇給付金受給者**とは、教育訓練休暇給付金の支給を受け、休暇開始日から当該教育訓練休暇給付金に係る**教育訓練休暇を終了した日**（休暇開始日から起算して1年を経過する日までに2回以上の教育訓練休暇を取得した場合にあっては、最後の**教育訓練休暇を終了した日**）から起算して**6箇月**を経過する日までに離職した者のうち、受給資格者以外の者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- i 当該離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの
- ii 前号に定めるもののほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者

教育訓練休暇給付金の支給を受け、休暇開始日から、当該教育訓練休暇給付金に係る教育訓練休暇を終了した日から起算して**6か月**を経過する日までに特定受給資格者となる離職理由により離職した者であつて受給資格者以外の者を「**特定教育訓練休暇給付金受給者**」ということとしました。

**参考** 特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限り、受給資格者を除きます）であつて、教育訓練休暇給付金の支給を受け、休暇開始日から当該給付金に係る教育訓練休暇を終了した日（休暇開始日から起算して1年を経過する日までに2回以上の教育訓練休暇を取得した場合にあっては、最後の教育訓練休暇を終了した日）から起算して**6か月**を経過する日までに離職したもの（当該離職の日が特定期間内〔平成21年3月31日から令和9年3月31日までの間〕にあるものに限ります）については、当該特定理由離職者を特定教育訓練休暇給付金受給者とみなすこととされています。